

【別紙 1】 改修機能等について

1. 委託内容

「標準共済システムのプログラム改修の委託（中間サーバー外部インターフェイス変更対応その 2 等）」では、「2. 改修機能」に示す各機能の設計・開発等を委託する。

2. 改修機能

改修する機能等の詳細については、作業着手前に共済組合側と調整すること。

（1） 中間サーバー外部インターフェイス変更対応

（ア）初回登録・有効期限状況要求ファイル作成機能

- ・ 画面上で指定した期間内に資格取得した加入者の初回登録・有効期限状況要求ファイルを作成する
- ・ ただし、初回登録・有効期限状況要求ファイル作成時点ですでに資格喪失している加入者は対象から除外する

（イ）職権交付対象者一覧作成機能

- ・ 中間サーバーから配布される初回登録・有効期限状況一覧ファイルを標準共済システムに取り込めるようにする
- ・ 初回登録・有効期限状況一覧ファイルより職権交付対象者を抽出し、職権交付対象者一覧を出力する。
- ・ 職権交付対象者は有効な資格確認書を持たず、以下いずれかの条件に一致する加入者を指す
 - ・ マイナンバーカード保険証利用登録がされていない加入者（マイナンバーカード未保有者含む）
 - ・ マイナンバーカードを返納した加入者
 - ・ マイナンバーカード証明書有効期限が切れて更新がない加入者
- ・ なお、初回登録・有効期限状況一覧ファイルの標準共済システムへの取り込みは本部にて実施することとし、職権交付対象者一覧は支部ごとに作成し、各支部にて閲覧できるようにすること。
- ・ 職権交付対象者一覧には以下情報を掲載すること
 - ・ 情報抽出日
 - ・ 初回登録状態
 - ・ 初回登録実施日
 - ・ 初回登録解除日
 - ・ 初回登録解除区分

- ・ マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ
- ・ 職権交付事由（初回登録未実施/初回登録解除/証明書有効期限切れ）
- ・ 組合員証の保有状況（経過措置期間中のみ組合員証の回収状況より出力。経過措置期間終了後は「-」を一律で記載すること）

（２） 育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金対応

（ア）育児休業支援等手当金請求書登録処理

- ・ 手当金種別を選択のうえ、以下情報を登録できる画面を新設する。（支給期間、支給日数、メモ欄は任意項目、それ以外は必須項目とする。）
 - ・ 手当金種別

（リストで育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金を選択可能とする。または育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金を別画面にすることも可能）
 - ・ 請求年月日
 - ・ 支給期間
 - ・ 支給日数
 - ・ 支給金額

（支給金額は自動計算せずに、別途手計算した金額を直接入力する。）
 - ・ 支払先情報

（他請求書と同様、公金受取口座が指定されている場合には、公金受取口座情報連携の対象とすること）
 - ・ メモ欄
- ・ 登録した請求書情報は訂正、取消をできるようにすること

（イ）支給決定前一覧表作成処理

- ・ （ア）「育児休業支援等手当金請求書登録処理」にて登録した請求書情報を処理対象とすること

（ウ）支給決定処理

- ・ （ア）「育児休業支援等手当金請求書登録処理」にて登録した請求書情報を処理対象とすること

（エ）給付金台帳作成、修正処理

- ・ （ア）「育児休業支援等手当金請求書登録処理」にて登録した請求書情報を処理対象とすること

（オ）給付金記録照会機能

- ・ （ア）「育児休業支援等手当金請求書登録処理」にて登録した請求書情報を照会できるようにすること

(3) その他対応（設計・開発）

標準共済システムに次のような機能改修をするための設計・開発を行う。

- ・ 「柔道整復師請求書登録」処理において不正データが作成されないよう、以下2点の対応を行う
 - ・ 「柔道整復師請求書登録（補正）」処理画面にて、補正表示（内容補正/過誤補正）の変更時、画面を再表示する
 - ・ 「医療費通知書作成処理」において、処理対象となる柔道整復師請求書記録の一部に不正データが存在する場合、該当の不正データ（柔道整復師請求書記録の一部）を読み飛ばし処理を行う様、改修を行う

3. 留意事項

- (1) 改修機能について、共済組合への意見照会の必要性を共済組合側と協議すること。
- (2) 改修機能の詳細なリリース方法・時期等は共済組合と調整を行い決定すること。
- (3) 改修のための設計書等の公開方法・時期等は共済組合と調整を行い決定すること。
- (4) 各改修機能は、以下の時期にリリースすること。なお、項番1、項番2については、中間サーバー側の機能リリースを受け、テストを実施したうえでリリースすること。

項番	改修機能	リリース時期
1	2（1）中間サーバー外部インターフェイス変更対応	令和6年12月
2	2（2）育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金対応	令和7年3月
3	2（3）その他対応	契約後、共済組合と調整

以 上